

2) 主要な眺望地点の状況

(1) 既存資料調査

主要な眺望地点の状況の既存資料調査の結果は、前掲「第 3 章地域の概況 3-2 自然的状況 3-2-6 景観、自然とのふれあいの場の状況」に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には、公園等の施設を除くと、眺望地点になるような場所はないため、対象事業実施区域周辺の主要な眺望地点としては、公園等の施設を中心に現地踏査を実施し選定した。

(2) 現地調査

主要な眺望地点の現地調査の結果は表 9-9-7(1)～表 9-9-7(2)に示すとおりである。

表 9-9-7(1) 主要な眺望地点現地調査結果

調査地点		眺望地点の状況
ST-1	対象事業実施区域北西	市道幹 2 号は大型車の通行が多い。歩行者の通行はほとんどない。
ST-2	対象事業実施区域南西	市道幹 2 号は大型車の通行が多い。歩行者の通行はほとんどない。
ST-3	対象事業実施区域南東	市道幹 I-120 号は大型車の通行が多い。歩行者の通行はほとんどない。
ST-4	対象事業実施区域北東	前面道路には大型車や小型の商用車等の路上駐車が多い。歩行者の通行はほとんどない。
ST-5	松原公園	対象事業実施区域の北東方向に位置し、眺望点付近には、遊具が設置されているが駐車場はなく、公園の利用者はほとんどいない。
ST-6	中林公園	対象事業実施区域の南東方向に位置し、眺望点付近には、遊具が設置されているが駐車場はなく、公園の利用者はほとんどいない。
ST-7	中折之口公園	対象事業実施区域の南東方向に位置し、眺望点付近には、ベンチ、トイレが設置されているが駐車場はなく、公園の利用者はほとんどいない。
ST-8	深谷市上柴町東 6 丁目 13-5 付近	対象事業実施区域の北東方向、市道幹 2 号の歩道上となる。市道幹 2 号は大型車の通行が多い。歩行者の通行はほとんどない。
ST-9	深谷市折之口 399-1 付近	対象事業実施区域の南東、コンビニエンスストアの駐車場となる。昼食時には多くの人がコンビニエンスストアを利用する。

表 9-9-7(2) 主要な眺望地点現地調査結果

調査地点		眺望地点の状況
ST-10	上柴中央公園	対象事業実施区域の北方向に位置し、遊具、トイレ、駐車場がある。 子供連れの家族の遊具利用や高齢者の公園散歩が見られた。
ST-11	熊谷市文化創造館さくらめいと	対象事業実施区域の東方向に位置し、ホール、会議室等の文化施設の他、飲食店も存在する。 文化施設の利用者が見られた。
ST-12	道の駅かわもと	対象事業実施区域の南方向に位置し、売店、飲食店が存在する。道の駅利用者が見られた。
ST-13	仙元山公園	対象事業実施区域の西方向に位置し、体育館、サッカーグラウンド、ハイキングコース等が存在する。子連れの散歩や、グラウンド・体育館の利用者、ウォーキングコースの利用者などが見られた。

9-9-2 予測

1. 施設が存在に伴う景観への影響

1) 予測内容

施設が存在による主要な眺望景観の変化の程度を予測した。

2) 予測地域・地点

予測地域は、現地調査の調査地域と同様とし、対象事業実施区域から約 3km 程度までの範囲とした。

予測地点は、主要な眺望景観の現地調査を実施した前掲表 9-9-4 に示す 13 地点とした。

3) 予測対象時期等

施設の完成後とした。

4) 予測方法

施設の施設計画に基づき、現況の眺望写真を基にして、フォトモンタージュを作成し、現況の眺望写真と比較して、変化の程度を視覚的に判断する方法により定性的に予測した。

(1) 予測条件

施設計画は、前掲「第 2 章対象事業の概要 2-2 対象事業の概要」に示すとおりである。

5) 予測結果

主要な眺望景観の予測結果は、表 9-9-7(1)～表 9-9-7(13)に示すとおりである。

表 9-9-7(1) 主要な眺望景観の予測結果 (ST-1：対象事業実施区域北西)

現況	← 対象事業実施区域 → 
施設の存在時	← 対象事業実施区域 → 
注) 将来の写真の表現については、現時点でのイメージである。 施設が沿道から視認できるようになる。対象事業実施区域内では、現在の植栽のところに新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。	

表 9-9-7(2) 主要な眺望景観の予測結果 (ST-2: 対象事業実施区域南西)

現況	
施設の存在時	
注) 将来の写真の表現については、現時点でのイメージである。	
・施設が沿道から視認できるようになる。対象事業実施区域内では、現在の植栽のところに新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。	

表 9-9-7(3) 主要な眺望景観の予測結果 (ST-3: 対象事業実施区域南東)

現況	← 対象事業実施区域 → 
施設の存在時	← 対象事業実施区域 → 
注) 将来の写真の表現については、現時点でのイメージである。 施設が沿道から視認できるようになる。対象事業実施区域内では、現在の植栽のところに新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。	

表 9-9-7(4) 主要な眺望景觀の予測結果 (ST-4 : 対象事業実施区域北東)

現況	← 対象事業実施区域 → 
施設の存在時	← 対象事業実施区域 →  注) 将来の写真の表現については、現時点でのイメージである。
・施設が沿道から僅かに視認できるようになる。大部分が手前の工場や樹木に遮られることから、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。	

表 9-9-7(5) 主要な眺望景観の予測結果 (ST-5：松原公園)

現況	← 対象事業実施区域 → 
施設の存在時	← 対象事業実施区域 → 
・対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる、もしくは時期によって枝葉の間から僅かに視認できる程度であり、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。	

表 9-9-7(6) 主要な眺望景観の予測結果 (ST-6：中林公園)

現況	対象事業実施区域 
施設の存在時	対象事業実施区域 
・対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる、もしくは時期によって枝葉の間から僅かに視認できる程度であり、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。	

表 9-9-7(7) 主要な眺望景觀の予測結果 (ST-7：中折之口公園)

現況	対象事業実施区域 
施設の存在時	対象事業実施区域 
・対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる、もしくは時期によって枝葉の間から僅かに視認できる程度であり、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。	

表 9-9-7(8) 主要な眺望景觀の予測結果 (ST-8: 深谷市上柴町東 6 丁目 13-5 付近)

現況	対象事業実施区域 
施設の存在時	対象事業実施区域 
・対象事業実施区域は手前の電信柱等の構造物や樹木に遮られることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。	

表 9-9-7(9) 主要な眺望景観の予測結果 (ST-9: 深谷市折之口 399-1 付近)

現況	対象事業実施区域 
施設の存在時	対象事業実施区域  注) 将来の写真の表現については、現時点でのイメージである。
・施設の左側事務所棟が視認できるようになるが、その他は手前の樹木や事業所の構造物等に遮られる。対象事業実施区域から約 910m 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。	

表 9-9-7(10) 主要な眺望景観の予測結果 (ST-10：上柴中央公園)

現況	対象事業実施区域 
施設の存在時	対象事業実施区域 
・ 対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる。また、計画地から約 1,500m 離れていることから、眺望の変化はほとんどなく、影響は極めて小さいと予測される。	

表 9-9-7(11) 主要な眺望景觀の予測結果 (ST-11: 熊谷市文化創造館さくらめいと)

現況	対象事業実施区域 
施設の存在時	対象事業実施区域 
・対象事業実施区域は手前の建造物や樹林に遮られる。また、計画地から約 3,000m 離れていることから、眺望の変化はほとんどなく、影響は極めて小さいと予測される。	

表 9-9-7(12) 主要な眺望景観の予測結果 (ST-12: 道の駅かわもと)

現況	対象事業実施区域 
施設の存在時	対象事業実施区域 
・対象事業実施区域は手前の建造物や樹林に遮られる。また、計画地から約 1900m 離れていることから、眺望の変化はほとんどなく、影響は極めて小さいと予測される。	

表 9-9-7(13) 主要な眺望景観の予測結果 (ST-13：仙元山公園)

現況	対象事業実施区域 ↔ 
施設の存在時	対象事業実施区域 ↔ 
・対象事業実施区域は手前の手前の樹林に遮られる。また、計画地から約 2,200m 離れていることから、眺望の変化はほとんどなく、影響は極めて小さいと予測される。	

9-9-3 評価

1. 施設の存在に伴う景観への影響

1) 評価方法

(1) 影響の回避・低減の観点

景観において、周辺環境に及ぼす影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかについて明らかにした。

(2) 基準・目標等との整合の観点

基準・目標等との整合性の検討については、国、埼玉県または関係市により環境保全に係る基準値や目標等が示されている場合には、それらを環境の保全上の目標として設定し、基準値や目標等がない場合には、その他の環境の保全上の目標を設定して、予測結果との間に整合が図られているか明らかにした。

景観に係る環境保全目標は、表 9-9-8 に示すとおりとした。

表 9-9-8 施設の存在に伴う景観に係る環境保全目標

影響要因の区分	環境保全目標
施設の存在	「景観法」(平成 16 年、法律第 110 号) 及び「埼玉県景観条例」(平成 19 年、埼玉県条例第 46 号) に基づく「埼玉県景観計画」(平成 28 年、埼玉県) に示されている景観形成基準を考慮して、景観に係る環境保全目標は、「周辺の景観との調和が図られること。」とした。

注) 「埼玉県景観計画」(平成 28 年、埼玉県) に示されている景観形成基準の概要は、表 9-9-9(1)～表 9-9-9(2) に示すとおりである。

表 9-9-9(1) 埼玉県景観計画における景観形成基準

関係計画等	景観形成基準の概要
埼玉県景観計画 (平成 28 年、埼玉県)	ア 配慮事項 (ア) 遠景～中景（広域景観の中でのあり方） a 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 b 山の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。 (イ) 中景～近景（周辺景観の中でのあり方） a 建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。 b 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 c 建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。 (ウ) 建築物等のデザイン a 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 b 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 c 屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。 d 敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。 e 資材等を堆積する場合は、人の視線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮蔽すること。

表 9-9-9(2) 埼玉県景観計画における景観形成基準

関係計画等	景観形成基準の概要															
埼玉県景観計画 (平成 28 年、埼玉県)	イ 勧告基準（法第 16 条第 3 項の基準） (ア) 建築物及び工作物 別表 2 の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。以下、同じ。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の 3 分の 1 を超えると認めるときは勧告及び公表を行うことができる。 (イ) 物件の堆積 次のいずれかに該当すると認めるときは勧告及び公表を行うことができる。 a 堆積の高さ 堆積の高さが 3m を超えるとき。 b 堆積物の遮蔽 遮蔽物が無く、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき。 c 遮蔽物の色彩 別表 2 の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の 3 分の 1 を超えると認めるとき。 ウ 変更命令基準（法第 17 条第 1 項の基準） 建築物及び工作物については、別表 2 の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の 3 分の 1 を超えると認めるときは変更命令を行うことができる。 別表 2（抜粋） <table><tr><th colspan="3">用途地域が定められている区域</th></tr><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>7.5R から 7.5Y</td><td>—</td><td>6 を超える</td></tr><tr><td>7.5R P から 7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から 7.5G Y (7.5Y は含まない)</td><td>—</td><td>4 を超える</td></tr><tr><td>7.5G Y から 7.5R P (7.5G Y 及び 7.5R P は 含まない)</td><td>—</td><td>2 を超える</td></tr></table>	用途地域が定められている区域			色相	明度	彩度	7.5R から 7.5Y	—	6 を超える	7.5R P から 7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から 7.5G Y (7.5Y は含まない)	—	4 を超える	7.5G Y から 7.5R P (7.5G Y 及び 7.5R P は 含まない)	—	2 を超える
用途地域が定められている区域																
色相	明度	彩度														
7.5R から 7.5Y	—	6 を超える														
7.5R P から 7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から 7.5G Y (7.5Y は含まない)	—	4 を超える														
7.5G Y から 7.5R P (7.5G Y 及び 7.5R P は 含まない)	—	2 を超える														

2) 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離す等の施設形状及び配置計画に努める。
- ・ 建物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を工夫する。
- ・ 建物の色彩については、埼玉県景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。
- ・ 対象事業実施区域の敷地周りの植栽を始めとする敷地内の緑化等、景観への影響の緩和に努める。
- ・ 植栽は、低木・中木・高木を混在させ、周辺からの建物の視認を遮蔽できるように植栽する。

3) 評価結果

(1) 影響の回避・低減の観点

事業の実施に当たっては、前掲「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、施設計画や緑化計画に十分配慮する。

以上により、施設の存在に伴う景観への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

(2) 基準・目標等との整合の観点

事業の実施に当たっては、前掲「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、周辺環境との調和を図るため、色彩や対象事業実施区域内の緑化に十分配慮することにより、施設の存在に伴う景観への影響は低減されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。